

議案第36号

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例（平成25年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(指定手続の申出)

第3条 略

2 略

3 知事は、第1項の申出書の提出があったときは、遅滞なく、その旨、当該申出書の提出があった年月日及び前項各号に掲げる書類（同項第3号及び第4号に掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。以下この項において「特定添付書類」という。）に記載された事項をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、特定添付書類を、当該申出書を受理した日から2週間、規則で定める場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公表は、次条第1項の規定による指定手続の完了までの間（指定手続を行わない場合にあつては、指定手続を行わないものと決定されるまでの間）、行うものとする。

(役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧等)

第8条 略

2 略

(指定手続の申出)

第3条 略

2 略

3 知事は、第1項の申出書の提出があったときは、遅滞なく、その旨及び当該申出書の提出があった年月日を公表するとともに、前項各号に掲げる書類を、当該申出書を受理した日から1月間、規則で定める場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧等)

第8条 略

2 略

3 控除対象特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

4 略

5 略

(役員報酬規程等の提出)

第10条 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度1回、規則で定めるところにより、事業報告書等及び前条第2項各号に掲げる書類（同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれに掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 法第29条の規定による事業報告書等の提出を知事にした場合 事業報告書等

(2) 既に知事に提出されている前条第2項第2号に掲げる書類の内容に変更がない場合 同号に掲げる書類

3 略

4 略

(役員報酬規程等の提出)

第10条 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度1回、規則で定めるところにより、事業報告書等及び前条第2項各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、法第29条の規定による事業報告書等の提出を知事にしたときは、事業報告書等の提出は要しない。

2 略

(役員報酬規程等の公開)

第11条 知事は、控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項各号に掲げる書類又は第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは同条第3項の書類（過去5年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(指定取消の手続を行う基準等)

第16条 略

2 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、指定取消の手続を行うことができる。

(1)～(4) 略

(5) 正当な理由がないのに、第8条第4項又は第9条第5項の規定に違反して書類を公表しなかったとき。

2 略

(役員報酬規程等の公開)

第11条 知事は、控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項各号に掲げる書類又は第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは同条第3項の書類（過去5年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(指定取消の手続を行う基準等)

第16条 略

2 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、指定取消の手続を行うことができる。

(1)～(4) 略

(5) 正当な理由がないのに、第8条第3項又は第9条第5項の規定に違反して書類を公表しなかったとき。

(6)～(8) 略

3・4 略

(6)～(8) 略

3・4 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。

(指定の申出に関する経過措置)

2 改正後の鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第3条第1項の指定の申出があった場合について適用し、施行日前に改正前の鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例第3条第1項の指定の申出があった場合については、なお従前の例による。

(書類の提出に関する経過措置)

3 新条例第10条第1項（第1号に係る部分を除く。）の規定は、新条例第2条第1項に規定する控除対象特定非営利活動法人が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、控除対象特定非営利活動法人が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。